

第4期障害福祉計画の策定方針について

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第4期清須市障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

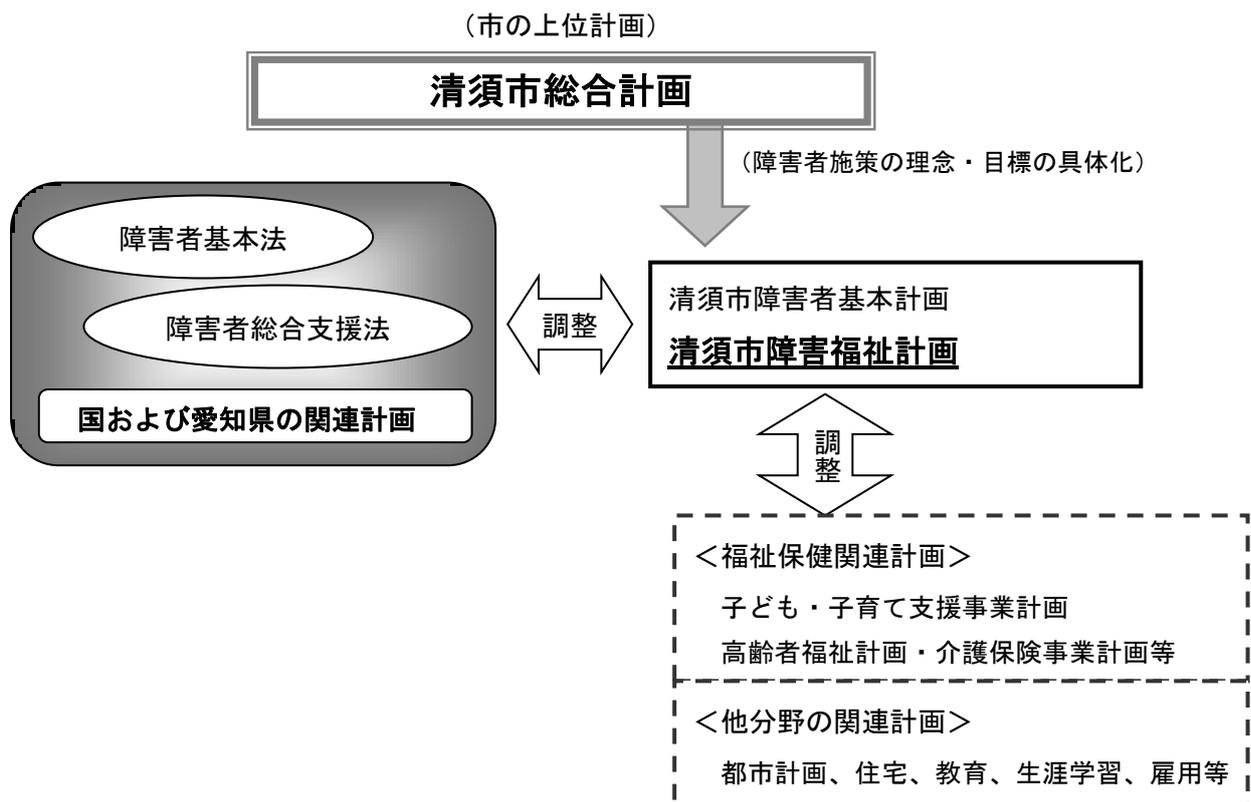
（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「清須市総合計画」及び、その障害者福祉分野計画である「清須市障害者基本計画」との整合を考慮し、策定するものです。

【 障害者基本計画・障害福祉計画と他の計画との関連性 】



3 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害及び難病等に該当する方々です。

障害者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障害者を含みます）

障害児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害児を含みます）

4 計画の期間

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画は、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第3期計画が平成26年度で終了することから、第4期清須市障害福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

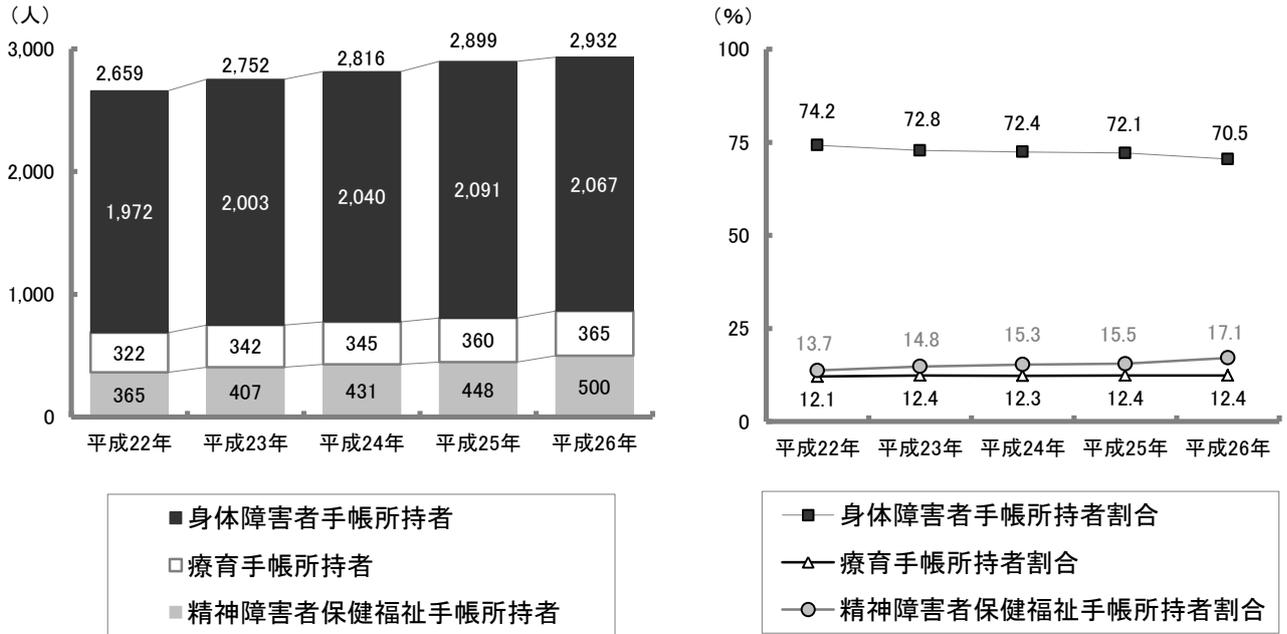
年度	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
障害 福祉計画	第3期計画			第4期計画		

第2 障害者の現状

1 障害児・者全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、どの障害においても増加がみられ、平成22年から平成26年で273人の増加となっています。

【障害種別障害者数と割合の推移】



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

【障害種別手帳所持者数の年齢別集計】

単位：人

所持手帳	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	42	614	1,411	2,067
療育手帳所持者	107	237	21	365
精神障害者保健福祉手帳所持者	6	395	99	500

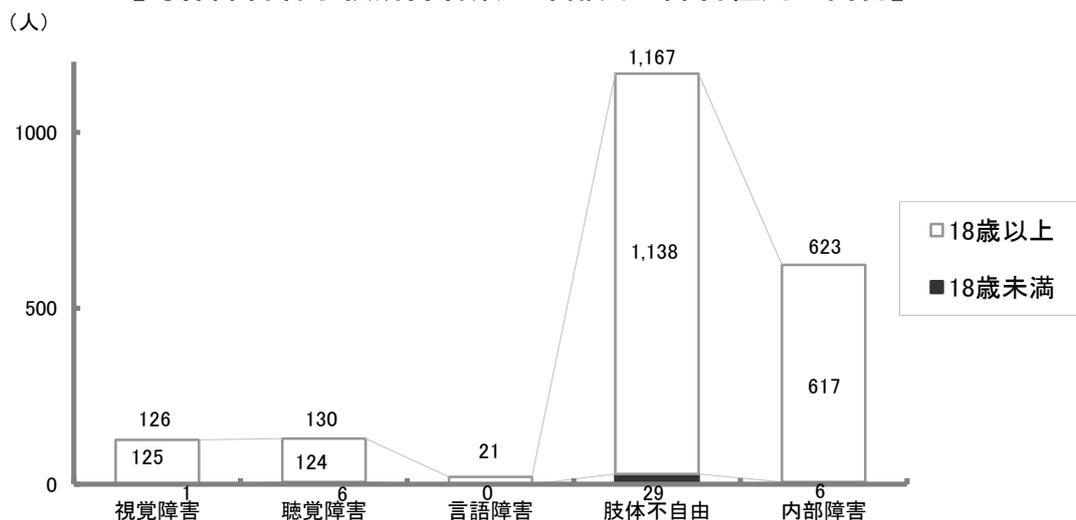
資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

2 身体障害児・者の状況

障害種別を割合で見ると、「肢体不自由」が半数以上を占めており、次いで「内部障害」となっています。

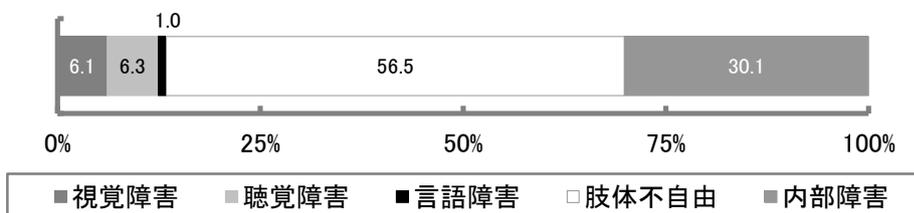
障害種別の推移では、「肢体不自由」「内部障害」が緩やかに増加しており、それ以外はほぼ横ばいの推移となっています。

【身体障害者手帳所持者数の年齢別・障害種別の割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【身体障害者手帳所持者数の障害種別の割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【身体障害児・者数の障害種別数推移】

単位：人

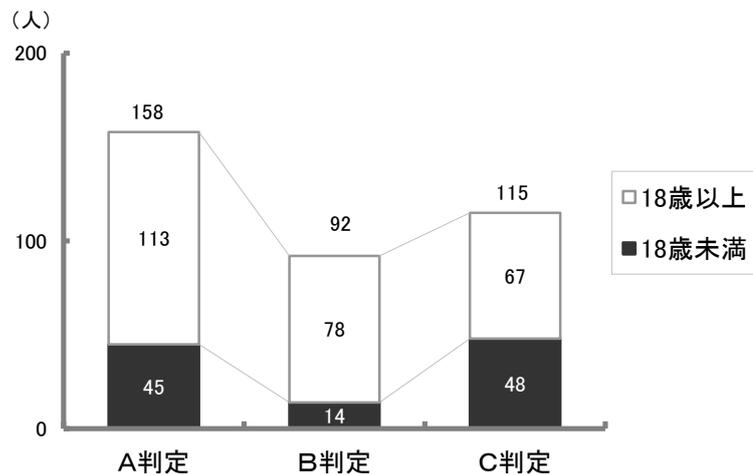
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障害	125	124	130	125	126
聴覚障害	134	130	125	129	130
言語障害	29	27	28	24	21
肢体不自由	1,115	1,139	1,139	1,166	1,167
内部障害	569	583	618	647	623

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

3 知的障害児・者の状況

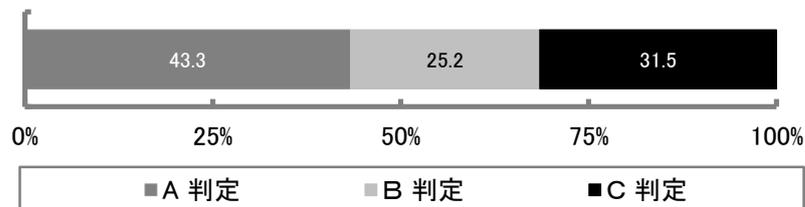
判定別の推移では、「A判定」「C判定」が緩やかに増加しており、「B判定」ではほぼ横ばいの推移となっています。

【療育手帳所持者数の年齢別・障害判定の割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【療育手帳所持者数の年齢別・障害判定の割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【障害の判定別知的障害児・者数の判定別推移】

単位：人

判定別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A判定	144	151	158	158	158
B判定	91	89	86	89	92
C判定	87	102	101	113	115

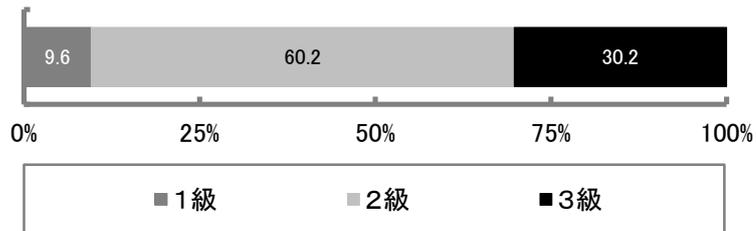
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

4 精神障害児・者の状況

等級別割合で見ると、「2級」が約6割で最も多くなっています。

等級別の推移では、どの等級も増加傾向にあり、特に「2級」はどの年においても最も多い状況です。

【精神保健福祉手帳所持者数の等級別割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【精神障害児・者数の等級別数推移】

単位：人

等級別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	31	29	32	42	48
2級	209	229	236	254	301
3級	125	149	163	152	151

第3 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1 策定の趣旨及び位置付け

本項目では、国が定める基本指針を踏まえて、平成29年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績及びアンケート調査の結果を勘案し、平成27年度から平成29年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込み量を定めて、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2 障害福祉サービスに関する数値目標

国の定める基本指針

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

②精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

③地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は、各圏域に少なくとも1つを整備。

④福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成。

第4 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

PDCAサイクルのプロセスのイメージ

計画 Plan

「基本方針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

実行 Do

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 Check

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

改善 Act

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。